

# 官報号外

昭和四十三年五月二十二日

## ○第五十八回 衆議院会議録 第二十八号

昭和四十三年五月二十二日(水曜日)

難事日程 第二十八号

昭和四十三年五月二十二日

午後二時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
会期延長の件

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
航空業務に関する日本国政府とレバノン共和国との間の協定の締結について承認を求める件(参議院送付)  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とセイロン政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とセイロン政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

府との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)  
船員の厚生用物品に関する通商条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)  
アジアオセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

君。〔保岡武久君起立〕

〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 会期延長の件につきおは

かりいたします。  
本国会の会期を六月三日まで十日間延長いたしましたと存じ、これを発議いたします。

採決いたします。

会期を六月三日まで十日間延長するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、会期は十日間延長するに決しました。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

午後二時二十五分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

かれました議員を紹介いたします。

第二百十七番、奄美群島選出議員、保岡武久

衆議院議長

石井光次郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案は本院において可決した。右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和四十三年四月五日

衆議院議長 重宗 雄三

衆議院議長

石井光次郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(昭和三十四年法律第百五十二号)の全部を改正する。

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第一百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)  
第二条 デンマークの居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外國法人(同項第八号に規定する人格のない社團等を含む。)で、デンマーク王国の条約第四条第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。)が支払を受ける条約第十條第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条

## 官報 (号外)

約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるもの(を除く。)に対する同法第百七十七条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第十条第二項(2)の規定に該当するものに対する同法第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

(利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得の税率の特例)

第三条 デンマークの居住者が支払を受ける条約第十一条第一項に規定する利子又は条約第十二条第一項若しくは第六項に規定する使用料若しくは収入で所得税法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。)に対する同法第百七十七条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これららの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

前項の規定は、同項に規定する利子、使用料若しくは収入に対し所得税を課さず、又は当該利子、使用料若しくは収入に対し所得税額を金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税の軽減)

第四条 所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者に該当するデンマークの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に該当する割合を乗じて計算した金額の合計額をこえて計算した金額の合計額をとるべきであるときは、その者の所得税額につき、そのこえの金額に相当する税額を軽減する。

2 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の十

2 デンマークの居住者である個人(前項に規定する者を除く。)が前条第二項に規定する利子又は使用料に係る所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の十に相当する金額を除する者を除く。)が前条第一項に規定する利子又は使用料で所得税法第百六十二条第一号に掲げる所得又は同条第三号に掲げる対価に該当するもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の八・七に相当する金額をとるべきであるときは、その者の法人税額につき、そのこえの金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これららの規定に規定する所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額とす。

(配当、利子、使用料等に係る地方税の課税の特例)

第五条 法人税法第百四十二条第一号に掲げる外国人(同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該各号に掲げる所

2 収入に係る所得 百分の八・七

2 デンマークの居住者である法人(前項に規定する者を除く。)が前条第二項に規定する利子又は使用料に係る所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對応する部分の金額とその他の部分の金額の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

(双方居住者の取扱い)

第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第四条第二項の規定により条約適用上デンマーク王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に関する条約第二十五条第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

第九条 第二条から前条までに定めるもののは協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第一条 第二条から前条までに定めるもののはか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

1 附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第百七十七条及び第百七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に對する租税に關するものを除く。)に係る所得 百分の十三

2 第二条第一項に規定する配当に係る所得 所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けられるものが地方税法第五十七条第一項又是第三百二十二条の十三第一項の規定によりそ

する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(以下「旧法」という)。第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

3 第二条及び第三条中所得税法第二百十三条规定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入で施行日以後に支払われるものについて適用し、施行日前に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。  
大蔵委員長田村元君。

[報告書は本号末尾に掲載]

○田村元君 登壇  
〔田村元君登壇〕  
関係の法律案につきまして、大蔵委員会における

審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
この法律案は、今回、我が國とデンマーク王国との間の租税条約が全面的に改正されることとなりたことに伴い、改定後の同条約を実施するため、現行特例法の全文を改正し、特に法律の規定をするものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

すなわち、わが国の所得税法によりますと、非居住者または外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権の使用料等につきましては、原則として20%の税率で源泉徴収所得税が課されることになつております。

ところが、今回の改定条約によりますと、一般的配当につきましては、親子会社間の配当は15%を、それぞれとしてはならないとされたおりまでのことで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率を、条約に定める制限税率に法定するとともに、合算申告納税の場合の税負担についても、右制限税率をことのないよう、地方税の負担をも含めて調整措置を講ずる等、所要の規定の整備をはかるなどとしております。

本案は、さきに参議院を通過して本院に送付されましたが、審査の結果、昨二十一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○賛成者起立  
〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。

大蔵委員長田村元君。

[報告書は本号末尾に掲載]

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。

大蔵委員長田村元君。

[田村元君登壇]  
〔田村元君登壇〕  
関係の法律案につきまして、大蔵委員会における

### 日程第二 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

この法律案は、今回、我が國とデンマーク王国との間の租税条約が全面的に改正されることとなりたことに伴い、改定後の同条約を実施するため、現行特例法の全文を改正し、特に法律の規定をするものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

○議長(石井光次郎君) 日程第二、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

3 基金は、經濟企画庁長官の認可を受けて、第二十条第四号の資金の貸付けに關する事務の一部を銀行に委託することができる。

第四章中第三十二条の次に次の二条を加える。  
(会計検査院の検査)

第一条(会計検査院は、必要があると認めるときは、基金からその事務の委託を受けた銀行につき、当該委託事務に係る会計を検査することができる)。

### 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右国会に提出する。

昭和四十三年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 築作

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

理由

第一条中「産業の開発」の下に「又は経済の安定」を、「その開発」の下に「又は安定」を加える。

第二十条第四号中「前二号」を「前各号」に改め

この法律は、公布の日から施行する。

### 附則

海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第百七十三号)の一部を次の二通りに改正する。

第一条(会計検査院は、必要があると認めるときは、基金からその事務の委託を受けた銀行につき、当該委託事務に係る会計を検査する)。

第二十条第四号中「前二号」を「前各号」に改め

第一條中「産業の開発」の下に「又は経済の安定」を、「その開発」の下に「又は安定」を加える。

第二十条第四号中「前二号」を「前各号」に改め

と認められる場合

第二十三条に次の二項を加える。

3 基金は、經濟企画庁長官の認可を受けて、第二十条第四号の資金の貸付けに關する事務の一部を銀行に委託することができる。

第四章中第三十二条の次に次の二条を加える。

(会計検査院の検査)

3 基金は、經濟企画庁長官の認可を受けて、第二十条第四号の資金の貸付けに關する事務の一部を銀行に委託することができる。

第四章中第三十二条の次に次の二条を加える。

(会計検査院の検査)

金を発展途上国の産業開発計画に投融資することにより、その国の経済発展に重要な役割り果たしてまいりました。そして、わが国経済協力の一翼である資本協力の実施機関として大きな成果をあげてまいりました。

ところが、最近、東南アジア等の発展途上国の一部において、当面する外貨事情の窮屈等による経済危機克服のため、物資協力が強く要請されるようになりました。すなわち、開発協力に加えて、物資協力のための輸入資金の供給が強く要望される実情にあるのであります。

本案は、こうした発展途上国の要請に対処し、その経済の安定に資するため、わが国からの物資輸入について、経済協力基金がこれら地域の政府等に対して、必要な輸入資金を貸し付けることができるよう、経済協力基金の目的及び業務範囲を広げること等、所要の改正を行なわんとするものであります。

本案は、去る四月二十一日に当委員会に付託され、十六日に宮澤経済企画庁長官から提案理由の説明を聴取し、五月十五日より質疑に入り、以来、参考人を招致し、四日間にわたり経済協力一般を含めて熱心な質疑応答が行なわれました。その審査の内容については、会議録を御参照願いたいと存じます。

かくして、二十一日、質疑終了し、討論に付しましたところ、日本社会党を代表し千葉佳男君より反対、民主社会党を代表し玉置一徳君より賛成、公明党を代表し近江巳記天君より反対の、それぞれの意見の開陳が行なわれたのであります。

討論終局後、引き続き採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。千葉佳男君。

〔千葉佳男君登壇〕

○千葉佳男君 私は、日本社会党を代表して、た

は、先進諸国と発展途上国との格差の解消を目指すとともに、世界平和の促進に貢献するための一部を改正する法律案に対しまして、反対の意見を表明するものであります。(拍手)

あらためて申すまでもなく、いわゆる南北問題は、先進諸国と発展途上国との格差の解消を目指す、抑圧と不満から生ずる紛争を未然に防ぐといふ意味で、二十世紀後半の世界政治において最も重要な課題であります。昭和三十五年十二月に施行せられました本法に対し、附帯決議を付して賛成したのも、この世界史の流れの中で、わが国もその国力にふさわしい貢献をすることに心から拍手を送ったがためであります。

かかるに、今回の法改正は、特定の国を特定の国に肩がわりして行なおうとする点におきまして、その動機と性格に反世界史的、反国民的な誤りがあります。すなわち、南北間の格差の解消は世界平和に通ずるがゆえに、先進諸国民の理解と協力を得た上での国連中心主義で行なわれるべきものであります。しかるに、去る四十二年九月、わが国がそのニニシアチブをとり、アメリカ、イギリス、西ドイツなど八カ国、オブザーバー三カ国、それにIMFが加わり、いわゆるコンソーシアムを結成し、同じく債権国であるはずのソ連、中国を排して、ひたすら親西欧のポーズをとるスハルト政権でこれに狂奔するのは、国際協力による南北間の格差解消という世界史の流れに逆行するものであります。

ひるがえって、十年前の一九五八年四月に発効しました賠償協定以来のわが国とインドネシアの関係を、主としていうところの経済協力について見た場合はどうでありますか。

賠償協定八百三億のうち、すでに六百五十八億円を支払い、緊急援助等を含む贈与分七十二億円借款二百八十八億、合計一千十八億円といふ巨額の原資となるべき銅、すぐ、ニッケル、ボーキサイトなどの資源は、資本間の冷感な鉄則により返還を進めておりますが、将来の債務返済の唯一の原資となるべき銅、すぐ、ニッケル、ボーキサイトなどの巨大会社によって独占開発権がもぎ取られます。

私が第三に指摘しなければならないのは、経済外交を唱えながら、場当たり的で便宜的なそのままさであります。スハルト政権が新外資法をとりながら、旧宗主国であるオランダ等に接収財産の返還を進めておりますが、将来の債務返済の唯一の原資となるべき銅、すぐ、ニッケル、ボーキサイトなどの巨大会社によって独占開発権がもぎ取られ、しかのみならず、内水面宣言によりまして、日本漁船の安全操業はいまだに確立されておりません。日米対等のパートナーシップでアメリカと同額の三分の一を負担する高価な代償は、かくのととき姿であります。

日本は、ひとりインドネシアのみではなく、餓死者を出しておるインドにおいてしかし、社会主義体制下にあるビルマにおいてしかり、ベトナム動乱と背中合わせのカンボジア、ラオスにおいてして、百五十隻が岸壁につながれたままで、モニメントやホテルだけがひとりむなしく建つておる。しかも、その裏に数々のスキヤンダルが見え隠れつしたことは、国民周知の事実であります。

実、この法案の通過するのを待つて直ちに正式契約されるであろうと報じられております八十億円にのぼるジープ、ステーションワゴン、救急車などの軍需品は、インフレを抑制するどころか、かえってこれを助長するものであります。これが今回改正する商品援助の姿であり、この商品の輸出こそ、開発の本来の目的を忘れ、かつ、汚職、腐敗の根源につながるもので、まさに言語道断であります。(拍手)焦げつき債権救済のリファインナンス、その商社の名簿は、追及にもかかわらず、ついに明らかにされませんでしたが、さきにスマトラのランボン開発に期待するアラムシャ将軍が、ドネシアと、真に経済協力の目的にからぬ使い方をするならば、これは格別であります。国民の血と汗の結晶である税金が、インド、ビルマ、カンボジア、そしてインドネシアと、真に経済協力の目的にからぬ使い方をすることがあります。国民において世界史の流れにさからうこの改正案に対しまして、私が反対する第一の理由であります。

ひるがえって、十年前の一九五八年四月に発効しました賠償協定以来のわが国とインドネシアの関係を、主としていうところの経済協力について見た場合はどうでありますか。

借款二百八十八億、合計一千十八億円といふ巨額の原資となるべき銅、すぐ、ニッケル、ボーキサイトなどの資源は、資本間の冷感な鉄則により返還を進めておりますが、将来の債務返済の唯一の原資となるべき銅、すぐ、ニッケル、ボーキサイトなどの巨大会社によって独占開発権がもぎ取られ、しかのみならず、内水面宣言によりまして、日本漁船の安全操業はいまだに確立されておりません。日米対等のパートナーシップでアメリカと同額の三分の一を負担する高価な代償は、かくのととき姿であります。

日本は、ひとりインドネシアのみではなく、餓死者を出しておるインドにおいてしかし、社会主義体制下にあるビルマにおいてしかり、ベトナム動乱と背中合わせのカンボジア、ラオスにおいてして、百五十隻が岸壁につながれたままで、モニメントやホテルだけがひとりむなしく建つておる。しかも、その裏に数々のスキヤンダルが見え隠れつしたことは、国民周知の事実であります。

実、この法案の通過するのを待つて直ちに正式契約されるであろうと報じられております八十億円にのぼるジープ、ステーションワゴン、救急車などの軍需品は、インフレを抑制するどころか、かえってこれを助長するものであります。これが今回改正する商品援助の姿であり、この商品の輸出こそ、開発の本来の目的を忘れ、かつ、汚職、腐敗の根源につながるもので、まさに言語道断であります。(拍手)焦げつき債権救済のリファインナンス、その商社の名簿は、追及にもかかわらず、ついに明らかにされませんでしたが、さきにスマトラのランボン開発に期待するアラムシャ将軍が、ドネシアと、真に経済協力の目的にからぬ使い方をするならば、これは格別であります。国民の血と汗の結晶である税金が、インド、ビルマ、カンボジア、そしてインドネシアと、真に経済協力の目的にからぬ使い方をすることがあります。国民において世界史の流れにさからうこの改正案に対しまして、私が反対する第一の理由であります。

いう次元を異にすることをあえて言つてゐるはあります。しかしながら、先進国の一員として、それにふさわしい経済援助は、当然しかるべきでありますけれども、唯一の返済の資源が食い荒らされ、次の金の出し方が決ないと、ブラックマイル、いわゆる脅迫外交呼ばわりされたのでは、泣くに泣けないというべきであります。もつとも、この海外経済協力基金は、大蔵省の予算に計上されております。監督は経済企画庁、指導は外務省、輸出のチェックは通産省といふわけで、責任不在でありますから、今後、延べ払い、再融資、再援助、再々融資、こういふようなおほんぶるまいの悪循環を繰り返しまして、えい、めんどうをか言わんやであります。だからくられてしまふ償の道をたどるのではないか、このように心配されますが、そななりましたならば、私は、また何をか言わんやであります。

最後に申し述べたいのは、前にも触れましたよ

うに、予算どおりの六千万ドルであるが、アムス

テルダム会議で IMF から明示された三億二千五

百万ドルの三分の一、一億一千万ドルをアメリカ

から押しつけられるのか。けさの新聞に早くも報

じられておりますように、九千万ドルまでせり上

がるのかについてであります。審議の過程でも、

相手のある交渉ごとであるからとの理由で、つい

に明らかにされなかつたのであります。これ

は、国会の予算審議権を拒否する憲法上のゆゑし

い問題であります。(拍手)それと同時に、この法

改正の持つ、暗く解きがたい性格を端的に物語つ

ておるものと私は思います。

總じて、いまる申し述べましたように、この

法改正の動機において、性格において、はたまた

内容、いきさつ、そのねらい等、いざれをとりま

して、世界平和、国際協調、善隣友好、国家利益、

国民の利益、このいざれとも縁ゆかりもないこ

とを明らかにしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 坂本三十次君。  
〔坂本三十次君登壇〕  
○坂本三十次君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論をいたすものであります。(拍手)  
私は、先年ジーネーブにある前の国際連盟、いまでの国連ヨーロッパ本部へ参りました。私の目を引きましたのは、建物にあらずして、そのままのままに掲げられた一枚の大きな絵画であります。その絵は三色に分けられて、一部は暗黒にうすくある人影、夜明け前の薄あかりにうごめく群像、さらに、さんざんたる太陽のものと幸福そうな三通りの人々の絵であります。すなわち、一つの世界の中に、暗黒のアフリカ、夜明け前のアジア、文明なる歐米の激しい格差を象徴しております。したこの一枚の絵画は、いままさに南北問題の現実的課題として、ほんはいたる世界的世論となつてまいつたのであります。貧困、無知、疾病、すべて平和の敵であります。この先進国と後進国との格差が、あまりにもあり過ぎることこそ、世界の紛争の種であります。(拍手)イデオロギーの油が注がれれば、たちまち戦争の火の手が燃え上がることは歴史の示すところであります。私は、この南北問題解決の提言にこそ、世界史における人類良心のひらめきを見んとするものであります。

(拍手)  
わが国といたしましては、いまだ国内の公共、社会開発投資が立ちあぐれてはいますが、それにもかかわらず、国民総生産世界第三位、アジアにおける唯一の先進国として、南北問題、特に近隣アジアの開発のために、真剣に取り組むことこそ、平和の國、日本の道義的責任のみならず、譲るべき歴史的使命とかたく信ずるものであります。(拍手)  
私は、かつて歩兵として、東南アジアに出征いたしました。そのときの銃剣や大砲や軍艦を

持つていった軍国主義はいまや一掃せられ、この

たびは衣食や工場やダムなどにより、友情と援助の時代を迎えることを、感慨深きものを禁じ得ないのであります。(拍手)

さらにまた注目すべきは、アジアに対するわが国の種々の援助は、結局長期的に見て、わが国の

ナショナルインタレストと合致することであります。ナショナルインタレストとは、海洋国家日本

が、原材料を確保し、輸出を伸ばすこと、また外

の一方的出超というバランスにあります。特にこの数年、日本は韓国、台湾、フィリピン、インドネシアなど、近隣アジア諸国への輸出を急激に増

加させ、日本のシェアは急速に高まり、アメリカにとてかかりつつあります。援助があつたからこそ、輸出の急激なる増大によって、シエアの拡大が可能になつたのであります。(拍手)

次は、外交と安全保障であります。外交の展開には支持者を必要といたします。支持者を得るためにこそ、輸出の急激なる増大によって、シエアの拡大が可能になつたのであります。(拍手)

こうした経済安定を促すことによつて、日本の安全保障を高めるという側面があるのです。

援助は、持てるものが持たぬものに金や物や技術を援助することで、何か他人のために尽くしてやる行為だと思われやすいが、実は日本のナショナルインタレストを守る大切な手段であります。ア

ジアの中の日本は、アジアの経済発展の中です、日本のナショナルインタレストを生かしていくべきであります。(拍手)

いま、アジアは貧困と経済的停滞の中で苦悩しております。アジアのあすは決して明るいものではありません。そのためアジアの中には焦燥感

があります。そのためアジアの中には焦躁感

理由として、インドネシアへの援助は、ベトナム

戦争に原因するドル防衛に協力してくれとのアメ

リカの要請に屈して、アメリカの援助の肩がわり



う。

## (1) 第二条

(1) 各締約国は、他方の締約国に対し、附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）における定期国際航空業務（以下「協定業務」という。）の開設のため、この協定で定める権利を許す。

(2) 各締約国の一又は二以上の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の権利を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する権利

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する権利

(c) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、その特定路線について附屬書で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する権利

(3) (2)の規定は、一方の締約国の一又は二以上の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む権利を与えるものとみなしてはならない。

(1) 各締約国は、他方の締約国に対し、特定路線における協定業務の運営のため、一又は二以上の航空企業を文書により指定する権利を有する。

(2) 他方の締約国は、指定の通告書を受領したときは、(3)及び(4)の規定に従うことを条件として、指定された一又は二以上の航空企業に対し、適当な運営許可を逓減なく与えなければならぬ。

(3) 一方の締約国は、他方の締約国が、指定した航空企業が、その航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

(4)

各締約国は、他方の締約国により指定された航空企業又は指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその国民に属していないと認めた場合には、その航空企業に対し第二条(2)に定める権利を与えず、若しくは取り消し、又は、その航空企業によるそれらの権利の行使について、必要と認める条件を課する権利を有する。

(5) (1)及び(2)の規定に従つて指定され、かつ、許可を与えられた航空企業は、第七条の規定に従つて決定される運賃が協定業務に関して実施されていることを条件として、その協定業務の運営を開始することができる。

(6) 各締約国は、他方の締約国が指定航空企業が第一條(2)に定める権利を許すとする締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、その航空企業による前記の権利の行使を停止し、又は、

その航空企業によるそれらの権利の行使について、必要と認める条件を課する権利を有する。ただし、他方の締約国が指定航空企業が第十一条に基づいて行なわれた決定に従つて運営しなかつた場合を除くほか、この権利は、即時に前記の権利の行使を停止し又は即時にこれに条件を課すことが法令に重ねて違反することを防識した後にのみ行使しなければならない。

## 第四条

## 第五条

## 第六条

れらに類似する国若しくは地方公共団体が課す

る租税及び課徴金について、国際航空業務の運営に従事する自国の航空企業又は最惠國の航空企業に許す待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

(2) 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が協定業務を運営するにあたっては、他方の締約国が協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならず、また、その航空企業が指定した締約国から発し、又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する當該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的な利

用率において供給することを第一の目的とした輸送は、輸送力が次のものに連続すべきであるといふ一般原則に従つて行なわなければならない。

(3) 各締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠國の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が當該空港その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(4) 各締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠國の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が當該空港その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(5) 各締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠國の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が當該空港その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(6) その一又は二以上の航空企業を指定した締約国がその領域と運輸の目的地たる国との間の運輸需要

(a) その一又は二以上の航空企業が經由する地域の運輸需要

(b) その航空企業の路線が經由する地域の運輸需要

(c) 直通航空路運営の要求

## 第七条

## 第八条

(a) 前記の運賃及びこれに連絡して使用される代理手数料率は、可能なときは、両締約国

て協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

(2) いすれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が協定業務を運営するにあたっては、他方の締約国が協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならず、また、その航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国が指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

の関係指定航空企業の間で、当該路線の全部又は一部において運営している他の航空企業と協議した後に合意しなければならない。この合意は、可能なときはいつでも、国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なうものとする。

(b) このようにして合意された運賃は、その適用を開始しよとする日の少なくとも三十日前に両締約国の航空当局の認可を受けるため提出しなければならない。この期限は、特別の場合には、航空当局間の合意を条件として、短縮することができる。

(c) 指定航空企業が前記の運賃のいずれかに関する合意ことができなかつた場合、運賃に關し他のなんらかの理由により(a)の規定に従つて合意することができなかつた場合又は(b)に掲げる三十日の期間中の最初の十五日の間に一方の締約国が他方の締約国に対し(a)の規定に従つて合意された運賃のいずれかについて満足しない旨を通告した場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するよう努めなければならない。

(d) (b)の規定に基づく認可が与えられなかつた場合には、紛争は、第十条の規定に従つた場合には、紛争は、第十四条の規定に基づく認められなければならない。

(e) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合に、効力を生じないものとする。ただし、第十三条の規定に基づく場合は、この限りでない。この条の規定に従つて定められた運賃は、新たな運賃が定められるまで有効とする。

### 第八条

いづれか一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、その航空当局に対し、自國の一つは二以上の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検

討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の一つは二以上の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の統計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならぬ。

(2) 各締約国は、自國の一つは二以上の指定航空企業が、他方の締約国の航空当局に対し、あらかじめできる限り早期に、時間表、運航計画(その修正を含む)その他協定業務の運営に関するすべての適當な情報を提供するようになればならない。

### 第九条

(1) 両締約国間の航空当局がこの協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意思である。

### 第十条

(1) この協定の解釈又は適用に関する「両締約国間における紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国の間の交渉によってその紛争を解決するよう努めなければならない。

(2) 両締約国が交渉によって紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いづれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならず、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁委員を指定しなかつた場合は、この限りでない。他方の締約国が通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関がその通告を受領した日の一周年で終了するものとする。ただし、両締約国間の合意によりその通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、

に合意されなかつたときは、いづれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、それらの仲裁委員を任命するようく要請することができる。

（3）両締約国は、(2)の規定に基づいて行なわれた決定を守ることを約束する。

### 第十一條

(1) いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請を受領した日から六十日の期間内に開始しなければならない。

(2) 改正が協定(附属書を除く)の規定について行なわれる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

(3) 改正が附屬書についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なうものとする。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附屬書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

### 第十二條

(1) 両締約国が交渉によって紛争を解決することができるとなつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国が仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、その条約の規定に適合するよろうに改正しなければならない。

### 第十三條

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、両締約国間の合意によりその通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、

機関がその通告の写しを受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

### 第十四条

この協定及びこの改正は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

### 第十五條

(1) 附屬書は、この協定の不可分の一部とみなされ、「協定」というときは、別段の明示の定めがある場合を除くほか、附屬書を含むものとする。

(2) この協定は、各締約国によりその憲法上の手續に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

(3) 附屬書は、この協定の不可分の一部とみなされ、「協定」というときは、別段の明示の定めがある場合を除くほか、附屬書を含むものとする。

以上との証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年六月一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本政府のために

牛場信彦

レバノン共和国政府のために  
シヴァル・トリギアン

1 日本国の一つは二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線  
日本国内の地点—沖縄—中国本土における地

点—台北—香港又はマニラ—サイゴン—ブンゴンボーカルカタニュー・デリーカラチーテラン—ペイントー・アテネ又はイスタンブル—ローマージュネーヴ又はチューリッヒ

ランクフルト・アム・マイン又はデュッセルドルフ・パリーアムステルダム・ロンドン・アーメリカ合衆国内の地点及び以遠  
2 レバノン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線  
3 合衆国内の地点

いづれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行なら協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、特定路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行にあたつて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月三十日

衆議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所を得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所を得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

ラ・ランクフルト・アム・マイン又はデュッセルドルフ・パリーアムステルダム・ロンドン・アーメリカ合衆国内の地点及び以遠  
2 レバノン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線  
3 合衆国内の地点

いづれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行なら協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、特定路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行にあたつて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月三十日

衆議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。  
 (a) 日本国においては、  
 (b) セイロンにおいては、  
 (c) 「セイロンの租税」といふ。

(2) この条約は、(1)に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する他の租税で、この条約の署名の日の後に日本国又はセイロンにおいて課されるものについても、また、適用する。

(3) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、  
 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合にいは、日本国の租税に関する法令が施行されてい、一方の領域の企業」及び「他方の領域の企業」とは、文脈により、日本の企業又は事業をいい、「一方の領域の企業」及び「他方の領域の企業」とは、文脈により、日本の企業又はセイロンの企業をいい。

(4) 「産業又は商業上の利得」には、農業、漁業、鉱業、銀行業、保険業及び投資取引の業務から生ずる利得並びに映画フィルムの販賣料又は使用料から生ずる利得を含み、配当利子、賃貸料、使用料（映画フィルムの販賣料及び使用料を除く）、経営管理料及び人件費の報酬として取得する所得を含まない。

(5) 「恒久的施設」とは、一方の領域の企業に用いてある場合には、支店、管理所、工場その他事業を行なう一定の場所、農場及び鉱山、採石場その他採掘されている天然資源の存在する場所並びに建設若しくは組立ての工事又はこれらに類する工事で百八十三日を超える期間存続するものをいう。代理店は、代理人が企業のために契約を協議し及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合並びに企業のために通常注文による

(6) 「法人」とは、法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(7) 「日本国の居住者」と及び「セイロンの居住者」

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外四件

とは、それぞれ、日本国の租税に関する場合を除くほか、恒久的施設に含まれない。

(a) 一方の領域の企業は、純然たる仲立人、問屋その他完全に独立した地位を有する代理人でこれらの者としての本来の業務を通じて、常の方法で行なうものを通じて他方の領域内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の領域内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(b) 一方の領域の企業が、もっぱら物品又は商品を購入するため、事業を行なう一定の場所又は代理人を他方の領域内に保有しているといふ事実のみによつては、その事業を行なう一定の場所又は代理人は、その企業の恒久的施設であることとはならない。

(c) 一方の領域の居住者である法人が、他方の領域の居住者である法人又は他方の領域内で営業若しくは事業を行なう（恒久的施設を通じるかどうかを問わない）法人を支配しているという事実のみによつては、その支配されている法人は、当該一方の領域の居住者である法人の恒久的施設であることはならない。

(d) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えたその代理人をいい、セイロンについては、内国歳入庁長官をいう。

(e) 一方の領域においてこの条約の規定が適用される場合には、この条約特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、その領域において有効な法令でこの条約の対象である租税に関するものにおいて有する意義を有するものとする。

(f) 一方の領域の企業の産業上又は商業上の利得に対しても、その企業が他方の領域内にある恒久的施設を通じて当該他方の領域内で営業又は

事業を行なわない限り、当該他方の領域において租税を課さない。一方の領域の企業が他方の領域内にある恒久的施設を通じて当該他方の領域内で営業又は事業を行なう場合には、その利得に対し、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の領域において租税を課することができる。ただし、この規定は、保険業から生ずる利得をこの条約の署名の日におけるセイロンの法令の規定に従つて確定することに影響を及ぼすものではない。

(2) 一方の領域の企業が他方の領域内にある恒久的施設を通じて当該他方の領域内で営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、一方の領域の企業が他方の領域内である恒久的施設に帰せられるものとする。ただし、この規定は、セイロンにおける茶その他の農産物の生産から日本の企業が取得する利得をすると見られる産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。ただし、この規定は、セイロンにおけるセイロンの法令の規定に従つて算定することに影響を及ぼすものではない。

(3) 第四条  
(a) 一方の領域の企業が他方の領域の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は商品の単なる購入を理由としては、当該他方の領域内にある恒久的施設には帰せられない。

(b) 同一の者が一方の領域の企業及び他方の領域の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立

の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

#### 第五条

(1) 船舶又は航空機を運用する日本国の居住者がセイロンにおけるその運用を通じてセイロンから利得を取得する場合には、これらの利得に対しては、セイロンにおいて課されるその租税は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。

(2) 船舶又は航空機を運用するセイロンの居住者が日本国におけるその運用を通じて日本国から利得を取得する場合には、これらの利得に対しては、日本国において課されるその租税は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。

#### 第六条

(1) 日本国の居住者である法人がセイロンの居住者である法人から支払を受けける配当については、日本国においても、また、セイロンにおいても、租税を課することができる。ただし、日本国において課されるその租税は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。

(2) 第四条  
(a) 一方の領域の企業に生ずる利得のいかなる部分も、その企業が他方の領域内で行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、当該他方の領域内にある恒久的施設には帰せられない。

(b) 同一の者が一方の領域の企業及び他方の領域の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立

づきセイロンの居住者である法人がその支払う配当から控除することができる租税の額は、その配当が、同法第六条(1)に掲げる法人によつて支払われ、かつ、同法第六条(2)の規定に基づき利得について租税が免稅される期間の直後の五年のうちいずれかの年の当該法人の課税所得から支払われる場合には、日本国の居住者である法人に還付されるものとする。ただし、その配当を支払う法人の株式の十パーセント以上の株式が一又は二以上の日本国の居住者により所有されていることを条件とする。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定は、一方の領域の居住者が他方の領域内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、第三条の規定が適用しない。この場合には、その法人が当該他方の領域の居住者でない者に対する支払う配当に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当は留保所得の全部又は一部が前記の利得又は所得から成るかどうかを問わず、行なわない。

(5) 第七条  
(1) 一方の領域の居住者である銀行業を営む機関が受け取る利子については、他方の領域において租税を免除する。

(2) 債券、社債、預金又は貸付金について受け取る利子は、債務者が居住する領域において租税を課することができる。ただし、日本国政府又は日本国の居住者である団体若しくは法人でセイロン政府により承認されたものが金銭、物品、債務その他の形式でセイロン政府に対して与える援助から、日本国政府が直接に若しくは間接に取得する

(3) 第八条  
(1) 著作権又は映画フィルムの使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金で、一方の領域内の源泉から他方の領域の居住者が取得するものについては、当該一方の領域において租税を免除する。

(2) 特許権、意匠又は模型、圖面、秘密工程又は秘密方式、商標権その他これらに類する財産及び権利の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金で、一方の領域内の源泉から他方の領域の居住者が取得するものは、当該一方の領域において租税を免除する。

(3) この条の規定は、一方の領域において、当該一方の領域の設備の使用は使用の権利の対価として受け取るものは、使用料として取り扱う。

(3) この条の規定は、一方の領域の居住者が他方の領域内に恒久的施設を有し、かつ、この条で取り扱われる項目の所得がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には第三条の規定を適用する。

#### 第九条

(1) 一方の領域の居住者は、不動産の売却、移転又は交換から生ずる収益を除くほか、資本的資産の売却、移転又は交換（特許権の売却、移転又は交換を含む）から生ずる収益につき、他方の領域において租税を免除される。

(2) (1)の規定は、出資、株式、債券及び社債の売却、移転又は交換から生ずる収益については、

する利得及び所得について、セイロンの租税を免除する。

(3) この条の規定は、一方の領域の居住者が他方の領域内に恒久的施設を有し、かつ、この条で取り扱われる項目の所得がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には第三条の規定を適用する。

(3) (1)の規定は、一方の領域の居住者が他方の領域内に恒久的施設を有し、かつ、当該収益がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、第三条の規定を適用する。

**第十一条**

(1) 日本国の政府（地方公共団体を含む。）が支払う、又は同政府が設立した基金若しくは同政府の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）で、提供された役務について個人に支払われるものについては、その個人がセイロンに居住していない場合又は（その報酬が退職年金でないときは）その役務を行なうためにのみセイロンに居住する場合には、セイロンにおいて租税を免除する。

(2) セイロンの政府（地方公共団体を含む。）が支払う、又は同政府が設立した基金若しくは同政府の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）で、提供された役務について個人に支払われるものについては、その個人がセイロンに居住していない場合又は（その報酬が退職年金でないときは）その役務を行なうためにのみセイロンに居住する場合には、セイロンにおいて租税を免除する。

(3) (1)の規定は、一方の領域の居住者が他方の領域内に恒久的施設を有し、かつ、当該収益がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、第三条の規定を適用する。

**第十二条**

(1) 一方の領域の居住者である個人が自由職業（法人の役員としての役務を含む。）又は雇用から取得する利得又は報酬について、その活動が他方の領域内で行なわれる場合に限り、当該他方の領域において租税を課することができる。

(2) 日本国の居住者である個人は、セイロン内でいずれかの賦課年度において行なつた人件的役務（自由職業を含む。）の利得又は報酬につき、次のこととを条件として、セイロンの租税を免除される。

(3) (1)の規定は、一方の領域から別の領域に移動する場合において、その役務は、その領域において行なわれるものとみなす。

**第十三条**

一方の領域内に源泉がある退職年金その他これに類する報酬（第十一条の規定が適用されるものを除く。）で、他方の領域の居住者である個人が過去の勤務について取得するものについては、当該一方の領域において租税を免除する。

(1) 一方の領域内に源泉がある退職年金その他これに類する報酬（第十一条の規定が適用されるものを除く。）で、他方の領域の居住者である個人が過去の勤務について取得するものについては、当該一方の領域において租税を免除する。

**第十四条**

(1) 一方の領域からの個人で、もつばら、

(2) 他方の領域内の一般に認められた大学若しくは学校の学生として、又は

(3) 宗教、慈善、学術若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、

(4) 個人がもつばら又は主として、一方の領域の企業が運用する船舶又は航空機において役務を行なう場合には、その役務は、その領域において行なわれるものとみなす。

(5) (2)及び(3)の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、職業運動家等の芸能人の利得又は報酬について、適用しない。

**第十五条**

(1) (a) の日本国の租税から控除の適用上、当該他方の領域における人件的役務に対する報酬で、賦課年度又は課税年度を通じて三十六万円又はセイロン通貨のその相当額をこえないもの

(2) 一方の領域からの個人で、当該一方の領域の企業若しくは(1)(c)に掲げる団体の使用者として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、もつばらこれらの企業又は団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、一年をこえない期間他方の領域内に一時的に滞在するものについては、その経験の習得に直接關係のある役務に対するその期間中の報酬に対し、当該他方の領域において租税を課さない。ただし、その報酬の金額が百万円又はセイロン通貨のその相当額をこえないことを条件とする。

(3) 一方の領域からの個人で、他方の領域の政府又はその機関との取扱に基づき、もつばら訓練、研究又は勉学のため当該他方の領域内に一時的に滞在するものについては、その訓練、研究又は勉学について受け取る報酬に対し、当該他方の領域において租税を課さない。

(4) 第六条(4)の規定の適用を受ける配当については、同規定に基づいて還付されたセイロンの租税の額は、当該日本国の居住者である法人によつて納付されたものとみなす。

(5) 第六条(4)の規定の適用を受ける配当については、同規定に基づいて還付されたセイロンの租税の額は、還付されなかつたものとみなす。

(6) ただし、納付されたものとみなされ又は還付されなかつたものとみなされるセイロンの租税の額は、その配当について当該日本国の居住者である法人によつて納付される日本国

いた残額をこえないものとする。

(c) (a) の日本国の租税からの控除の適用上、第八条(2)の規定が適用されなかつたとすれば納付されたはずであるセイロンの租税の額の二十五パーセントは、同規定に基づいて使用料について納付される輕減されたセイロンの租税の額に加えて、日本国居住者によつて納付されたものとみなす。ただし、納付されたものとみなされるセイロンの租税の額は、その使用料について当該日本国居住者によつて納付される日本国租税の額から、第八条(2)の規定に基づいて納付されるセイロンの租税の額を差し引いた残額をこえないものとする。

(d) (b) の規定の適用上、納付されたものとみなされるセイロンの租税の額は、この条約の署名の日の後におけるセイロン内国歳入法の改正が適用されないものと仮定して算定されるセイロンにおいて居住者である者が日本国内に源泉がある所得について直義に又は源泉徴収により納付する日本国租税は、セイロン内国歳入法の規定に従い、その所得について納付されるセイロンの租税から控除されるものとする。

(3) (a) 一方の領域の国民は、他方の領域において、当該他方の領域の国民が課されており又は課されることある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも高いか若しくは重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(2) (a) この条において「国民」とは、次のものをいふ。  
 (b) 一方の領域の国民は、他方の領域において、当該他方の領域の国民が課されており又は課されることある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも高いか若しくは重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(3) (a) 一方の領域の国籍を有するすべての個人  
 (b) 一方の領域で施行されている法令によりその地位を与えられたその他のすべての者

(4) 一方の領域の企業は、他方の領域において、当該他方の領域内にある当該企業の恒久的施設に帰せられる利得について、当該他方の領域の企業が類似の利得について課されており又は課されることがある租税と異なり又はそれよりも高いか若しくは重い租税を課されることはない。

(5) この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

(6) 一方の領域の企業で資本の全部又は一部が他方の領域の又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の領域において、当該一方の領域において入手することができるもの)を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、この条約の対象である租税の賦課及び徵收に關する者以外のいかなる者にも漏らしてはならない。これら的情報で商業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするようなものは、交換してはならない。

## 官報 (号外)

済及び輕減を認めることを義務づけるものと解してはならず、また、第六条(1)にいう附加税に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十八条 一方の領域の居住者は、税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができる。この申立てに理由があると認められるときは、申立てを受けた締約国の権限のある当局は、二重課税を回避するため、他方の締約国権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

(1) この条約の解釈若しくは適用又は締約国と第三国との間の条約に対するこの条約の関係に関する困難又は疑義を解決するため、権限ある当局は、できる限りすみやかに合意に達するものとする。

(2) 日本国においては、その予告が与えられた年の翌年の四月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、

当該他方の領域の居住者は、この条約の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

第十九条 権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十七年十二月十二日にコロンボで、ひとしく正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

效力を失うものとする。

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十七年十二月十二日にコロンボで、ひとしく正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために  
日向精藏

セイロン政府のために  
U・B・ワニナヤケ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約に署名するにあたつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

同条約の第八条(2)の規定は、セイロン政府がいずれかの第三国に対して同規定に定めるところよりも大きな譲許を与えるときは、その国に与えられる譲許と同一の譲許が日本国に与えられ、かつ、その国について当該譲許の適用が開始される

第二十一条

(1) この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自國の領域の居住者でない者に対し、法令により自國の領域の居住者にのみ適用される租税上的人的控除、救

税について、日本国においては、この条約の効力発生の年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、適用するものとする。

年の四月一日から効力を有することとなるよう修正されるものとする。

千九百六十七年十二月十二日にコロンボで、ひとしく正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

日向精誠

セイロン政府のために

U・B・ワニナヤケ

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
ための日本国とデンマーク王国との間の条約  
の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月三十日  
参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 石井光次郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
ための日本国とデンマーク王国との間の条約  
の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

### 所得に対する租税に関する二重課税の回避 ための日本国とデンマーク王国との間の 条約

日本国及びデンマーク王国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避する  
ための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

#### 第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

#### 第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

所得税

法人税

住民税

(以下「日本国の租税」という。)

デンマークにおいては、

国税である普通所得税

地方税である所得税

老齢年金提出金

船員税

特別所得税

教会税

(以下「デンマークの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する他の租税で、この条約の署名の

日の後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。

3 この条約の規定のうち所得又は利得に対する規定に基づき、国会の承認を求める。

ても、同様に、適用する。

#### 第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(a) 「デンマーク」とは、ファロー諸島及びリーンランドを除くデンマーク王国をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はデンマークをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はデンマークの租税をいう。

(e) 「者」には、法人及び法人以外の社団を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国的企业」及び「他方の締約国的企业」とは、それぞれ一方の締約国居住者が営む企業及び他方の締約国居住者が営む企業をいう。

(h) 「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 いすれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を

者が営む企業及び他方の締約国居住者が営む企業をいう。

(i) 「一方の締約国においてこの条約が適用される場合には、この条約において特に定義されない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

3 一方の締約国においてこの条約が適用される事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

一方の締約国企業は、次の場合は、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(a) 当該他方の締約国における建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事に関連して、十箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合

(b) 第十七条にいう芸能人の役務で当該企業のために提供されるものを当該他方の締約国内で提供する事業を行なう場合

4 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつ

個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者である者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国居住者とみなす。

#### 第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 管理所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

一方の締約国企業は、次の場合は、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(a) 当該他方の締約国における建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事に関連して、十箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合

(b) 第十七条にいう芸能人の役務で当該企業のために提供されるものを当該他方の締約国内で提供する事業を行なう場合

4 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつ

ばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。

(c) 企業に屬する物品又は商品の在庫を、もつぱら他の企業による加工のため、保有すること。

(d) 企業のためにもつぱら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにもつぱら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

5 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者（6の規定が適用される地位を有する代理人を除く。）は、次の場合に是、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。

(a) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(b) その者が、当該企業によりあらかじめ締結された契約で引き渡すべき数量又は引渡しの日及び場所を確定していないものに従つて行なわれる注文に当該企業に代わって通常応ずるため、当該企業に属する物品又は商品の在庫を当該一方の締約国内に保有する場合。

6 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立的地位を有する代理人でこれらの人としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じ若しくは通じないで

事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

#### 第六条

1 不動産から生ずる所得に対しても、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産受益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他及び自由職業の活動による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産に係る所得のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

5 1から5までの規定は、企業の不動産に係る所得について適用するようなものでなければならぬ。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設にて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国内においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

#### 第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対するは、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国内で事業を行なわぬものと定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対するは、この条の規定によつて影響されることはない。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒

久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒

久的施設に帰せられるものとする。

4 1の規定によつて決定する恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

5 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれてゐる場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされてゐる配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならぬ。

6 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

7 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

8 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立され又は譲されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

#### 第八条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対するは、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の配当に対しても、当該配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の方の締約国において租税を課すことができる。そ

調することができる。

2 1以上の組合員からなり、かつ、一方の締約国の法令に準拠して成立する企業が、当該一方の締約国における課税上、課税単位として取り扱われば、その組合員が個別に課税されることをとれている場合には、1にいう利得に対しても、他方の締約国において、当該他方の締約国

の居住者である組合員の持分に応じてのみ租税を課することができる。

3 テンマークの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、日本国における事業税を免除され、日本国居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、テンマークにおける資本税を免除される。

4 第九条

1 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に

2 一方の締約国において、そのいすれの場合においても、一方の締約国の企業及び他方の締約国において、同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国において、その企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立され又は譲されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対するは、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

#### 第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対するは、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の配当に対しても、当該配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の方の締約国において租税を課すことができる。そ

の租税の額は、

(a) 当該配当を受け取る者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所

有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものでない。

3 この条において「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で

ある配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。

5 この場合には、第七条の規定が適用される。

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約國は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得について、当該支払配当又は当該配当についていかなる租税をも課すことができず、また、当該留保所得に対し留保所得税を課することができない。

第十一一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締

約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得、このような債権について償還された金額のうち融通された金額をこえる部分の金額及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するところの金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

7 第十三条

には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

1 第十二条

一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは科学上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは秘密方式若しくは秘密工程の使用権を含む。）、

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは科学上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは秘密方式若しくは秘密工程の使用権を含む。）、

6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

7 第十四条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（单独に若しくは企業全体とともにに行なわれる当該恒久的施設又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国に居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 この条における「不動産」は、

当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

4 1、2及び5の規定は、文学上、美術上若しくは科学上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは秘密方式若しくは秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に、適用する。ただし、その収入に係る収益について第十三条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

5 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

6 第十五条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（单独に若しくは企業全体とともにに行なわれる当該恒久的施設又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国に居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 この条における「不動産」は、

する。

3 2の規定が適用される場合を除き、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡から取得する収益については、次のこととを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が保有し又は所有する株式（他の関係者が保有し又は所有する株式で、譲渡者が保有し又は所有するものとともに合算されるものを含む。）が、当該課税年度中のいずれかの時において、その法人の株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及び前記の関係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数がその法人の株式の総数の五パーセント以上であること。

4 一方の締約国の居住者が第十二条6並びにこの条の1、2及び3にいう財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

#### 第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に因して取得する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常作成することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。その者のそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しても、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

#### 第十五条

1 第十六条及び第十八条から第二十一条までの規定を留保して、一方の締約国の居住者が実際に取得する給料、賃金その他これらに類する

する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に因して取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、かつ、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国的企业が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に因する報酬に対しては、その締約国において租税を課することができる。

#### 第十六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することによって制限されることはない。

#### 第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

#### 第十八条

1 第十九条1の規定を留保して、一方の締約国

居住者に対し過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体に提供された役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体が支払い、又は当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。そのような報酬については、その受領者が当該一方の締約国の国民であるときは、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。そのような報酬については、その受領者が当該一方の締約国の国民であるときは、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に因連する役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条规定から第十八条までの規定を適用する。この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

#### 第二十条

1 大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対する、その教育又は研究に因して取得する報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

#### 第二十一条

もっぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教

育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

1 (a) 日本国は、日本国居住者に対する日本国の租税を決定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、日本国の法令に基づいて租税を課することができる。この規定は、第十九条1、第二十条及び第二十一条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

1 (a) 日本国の居住者がデンマークから所得を得し、その所得に對してこの条約の規定に従いデンマークにおいて納付される租税の額と等しい額がその者の所得に對する日本国の租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前に日本国に算出された額のうち、デンマークから取得する所得に對する部分をこえたるものとする。

(b) 日本国の居住者がデンマークの居住者に対するデンマークの租税を決定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、デンマークの法令に基づいて租税を課することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含ませることができる。この規定は、第十九条1、第二十条及び第二十一条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(b) デンマークの居住者が日本国から所得を得し、その所得に對してこの条約の規定に従

い日本国において租税を課すことができる場合には、デンマークの法令の規定に従い、日本国において納付される租税の額と等しい額がその者の所得に対するデンマークの租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前にデンマークの租税として算出された額のうち、日本国から取得する所得に対応する部分をこえないものとする。

**第二十四条**

一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人及びいずれか一方の締約国で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有するも有しないと問わない。）をいう。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的免除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

4 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件

と異なり又はそれより重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

**第二十五条**

一方の締約国の居住者は、他方の締約国において執られる措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けたるに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自分が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができる。

2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するよう努めるものとする。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に因して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

6 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

**第二十六条**

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に關する両締約国の国内法令で、それに基づく課税がこの条約の規定に適合する課税であるものを実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにければならず、この条約が適用される租税の賦

と異なり又はそれより重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

**第二十七条**

1 の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣習に抵触する行政上の措置を執ること。

2 課及び徵収に關する者（当局を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

**第二十八条**

1 この条約は、批准書の交換の日の後三十日始する各課税年度の所得について適用する。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

2 この条約が効力を生じ、かつ、両締約国において各課税年度の所得について適用する。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

3 千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約は、この条約の適用を受ける所得について終了し、かつ、適用されなくなる。

### 第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことの特權に影響を及ぼすものではない。

**第二十九条**

1 この条約は、この条約の適用から特に除外されるため、相互に協議することができる。

2 この条約の規定は、国際法的一般原則又は特別職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

**第三十一条**

この条約の規定は、国際法的一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

**第三十二条**

1 この条約は、この条約の適用から特に除外されたデンマークの領域でのこの条約が適用される租税と実質的に類似の性質を有する租税を課するものについて、そのまま又は必要な修正を加えて適用することができる。この適用は、このために交換される公文において両締約国間に定められ、かつ、合意される日から、その定められ、かつ、合意される修正及び条件（必要なときには、その適用の効力発生及び終了に関する条件を含む。）に従つて効力を生ずる。

以上のお誓詞として、下名は、それぞれの政府がわこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十八年二月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
三木武夫

デンマーク王国のために  
H・シュトフエンアデラ

議定書  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とデンマーク王国との間の条約に署名するにあたつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

日本国政府は、国際法における大陸棚の地位に関する日本国政府の立場を害することなく、日本国の居住者である企業で、大陸棚に対するデンマークの主権の行使に関する千九百六十三年六月七日のデンマークの勅令にいう海底区域における採取のための固定した場所を通じて地下鉱物資源の開発を行なつてゐるもの利得に対しては、デンマークにおいて租税を課することができること及び前記の条約の適用上、採取のための固定した場所については、これを日本国の居住者である企業のデンマーク内に存在する恒久的施設とすることに同意する。

一千九百六十八年二月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
三木武夫

デンマーク王国のために  
H・シエトフエンアデラー

船員の厚生用物品に関する通商条約の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することと議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月十九日

参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 石井光次郎殿

船員の厚生用物品に関する通商条約の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月十九日

参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 石井光次郎殿

定に基づき、国会の承認を求める。

#### 船員の厚生用物品に関する通商条約

前文

國稅協力理事会が國際労働機関の発議に基づき、かつ、同機関の協力を得て作成したこの条約の締約国は、

國際海上交通に從事する船舶に乗り組んでいる船員の厚生を増進することを希望し、厚生用物品の移動及び船員によるそれらの物品の利用を容易にするための統一的な通商規則を採用することがこの目的的達成に資することを確信して、

#### 第一章 定義及び適用範囲

(a) 「厚生用物品」とは、船員の文化上、教育上、レクリエーション上、宗教上又はスポーツ上の活動のための物品をいい、この条約の附屬書の表(限定期のものではない。)に掲げる読書用物品、視聴覚用物品、スポーツ用物品、趣味娛樂用物品及び宗教用物品(法衣を含む。)を含むものとする。

(b) 「船員」とは、船舶に乗り組み、その運航その他海上における船舶の役務の遂行を任務とする者をい。

(c) 「厚生用施設」とは、公の機関又は宗教団体その他の非営利的団体が船員のために運営するホテル、クラブ及びレクリエーション・センター並びに船員のために礼拝が常時行なわれる場所をいう。

(d) 「輸入税」とは、関税及び物品の輸入について又はそれに關連して徴収される他のすべての租税、手数料その他の課徴金をいい、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及

び課徴金を含まない。

(e) 「批准」とは、批准、受諾又は承認をいう。

(f) 「理事会」とは、一千九百五十年十二月十五日にプラッセルで作成された國稅協力理事会を設立する条約により設立された機関をいう。

(e) 再輸出されるため、船舶から荷卸しされる場合

(d) 修理に向けられる場合

(e) (a)、(b)又は(c)に規定する処理を待つてある期間その船舶の乗組員の陸上における一時的使用に供されるため、その船舶から陸揚げされる場合

(f) 港における当該船舶の停泊期間をこえない期間その船舶の乗組員の陸上における一時的使用に供されるため、その船舶から陸揚げされる場合

この条約は、國際海上交通に從事する外國船舶に乗り組んでいる船員による使用のための厚生用品の締約国の領域への輸入について適用する。

第二章 船内で使用される厚生用物品に与えられる便益

第三条 締約国は、厚生用物品に対し、第四条に掲げる場合において、再輸出を条件として、次のものについての免除を与えることを約束する。

1 締約国は、厚生用物品に対し、第四条に掲げる場合において、再輸出を条件として、次のものについての免除を与えることを約束する。

(a) 輸入税

(b) 公衆道德、公安若しくは公衆衛生に關する規則又は動植物防疫上の考慮に基づいて行なわれる禁止及び制限以外のすべての禁止及び制限

(c) 輸入税

2 締約国は、これらの便益をできる限り簡易かつ迅速な手続により与えなければならない。

3 公衆道徳の保護を目的として課される禁止及び制限に関する規定の適用は、第四条(a)、(b)及び(c)に掲げる場合における厚生用物品ののみやかな移動を妨げるものであつてはならない。

第四条 第三条に規定する便益は、厚生用施設における使用的ために六箇月をこえない期間につき一時的に輸入される厚生用物品に対しても、管理上必要とする最も少額の手續に従うことを条件として、与えられるものとする。

第五条 第六条

この条約の規定は、与えられるべき最少限度の便益を定めたものとする。この条約の規定は、いずれかの締約国が一方的に、又は二国間及び多數国間の協定に基づいて、現在与えており、又は将来与えられることがある一層広い範囲の便益の供与を妨げるものではない。

第六条 第七条

この条約の規定は、与えられるべき最少限度の便益を定めたものとする。この条約の規定は、成する二以上の締約国の領域は、單一の領域となすことができる。

第七条 この条約の適用上、國稅同盟又は經濟同盟を構成する二以上の締約国の領域は、單一の領域となり、いすかの者は又は物品がこの条約に定める便益を不當に受けととなる場合には、当該行為が行なわれた国において、その国の法令の定めるところに従つて行為者を刑罰に処し、及び課すべき輸入税をその行為者から徴収することができ

第三条に規定する便益は、次の場合に、厚生用物品に与えられるものとする。

(a) 國際海上交通に從事する外國船舶で締約国のが領域の港に停泊中のものに積み込まれ、かつ、その船内で使用されため、当該締約国のが領域に輸入される場合

(b) 國際海上交通に從事する外國船舶で停泊中のものに積み込まれ、かつ、その船内で使用されため、同一港又は同一領域内の他の港において他の船舶から荷卸しされる場合

又はそれに關連して徴収される他のすべての租税、手数料その他の課徴金をいい、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及び

又はそれに關連して徴収される他のすべての租税、手数料その他の課徴金をいい、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及

第九条 この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部とする。

#### 第五章 最終規定

##### 第十一条

1 締約国は、この条約の運用を検討するため、特に、この条約の解釈及び適用の統一を確保するための措置を検討するため、必要に応じ会合するものとする。

2 その会合は、いずれかの締約国の要請に基づいて理事会の事務総局長が招集する。その会合は、締約国が別段の決定を行なう場合を除くほか、理事会の本部で開催するものとする。

3 締約国は、会合に関する手続規則を定める。締約国の決定は、会合に出席しかつ投票する締約国三分の二以上の多数により行なわれる。

4 締約国は、過半数の締約国が出席しない限り、いかなる事項についても決定を行なうことのできない。

##### 第十二条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉により解決しなければならない。

2 交渉により解決されない紛争は、紛争当事国が、第十条の規定に従つて会合する締約国に付託するものとし、会合する締約国は、その紛争を審議し、かつ、解決のための勧告を行なうものとする。

3 紛争当事国は、あらかじめ、締約国の前記の勧告を拘束力を有するものとして受諾することを合意することができる。

##### 第十三条

(a) 批准を条件として署名し、その後に批准書

と。

(b) 批准を条件として署名し、その後に批准書

を寄託すること。

(c) 加入すること。

2 この条約は、プラッセルにある理事会の本部で、1に規定する国の署名のため、千九百六十五年九月三十日まで開放しておく。その後は、

この条約は、それらの国の加入のため開放しておくる。

3 1に掲げる機関の加盟国でない国で、締約国により理事会の事務総局長がこの条約への加入を招請するものは、この条約の効力発生後にこの条約に加入することにより、この条約の締約国となることができる。

4 批准書又は加入書は、理事会の事務総局長に寄託するものとする。

##### 第十四条

1 この条約は、第十二条に規定する国たち五国が批准につき留保を附さないで署名し、又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

2 五国が批准につき留保を附さないでこの条約に署名し又はその批准書若しくは加入書を寄託した後に、批准につき留保を附さないでこの条約に署名し、これを批准し、又はこれに加入する国については、この条約は、その国が批准につき留保を附さないで署名し、又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

3 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、第十三条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を廃棄することができます。

##### 第十五条

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門機関の加盟国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a)

批淮を条件として署名するこ

会合において、この条約の改正を勧告することができる。

2 勧告されたこの条約の改正の本文は、理事会の事務総局長が、すべての締約国、他のすべての署名国、国際連合事務総長及び国際労働事務

3 締約国は、勧告された改正が送付された日の後六箇月以内に次のことを理事会の事務総局長に通告する。

(a) 勧告された改正に対し異議があること。

(b) 勧告された改正を受諾する意思を有するが、その受諾に必要な条件が自國においてまだ満たされていないこと。

4 (b) に定めるところに従い理事会の事務総局長に定めたところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告していない限り、3に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内にその改正に対し異議を申し立てることができ

る。

##### 第十六条

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられたときは、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力をも有しないものとする。

##### 第十七条

6 勧告された改正に對するいかなる異議も又は4の規定に従つて申し立てられなかつたときは、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

##### 第十八条

7 4に定める九箇月の期間の満了の日の日とする。

8 受諾されたものとされた改正は、受諾された他の署名国に対し、勧告された改正に対する3の規定による異議の申立て及び3(b)の規定に従つて受領した通告をできる限りすみやかに通報するものとする。理事会の事務総局長は、その後、3(b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異議を申し立てたか又はこれを受諾したかをすべての締約国及び他の署名国に通報しなければならない。

##### 第十九条

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批准書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいずれの改正をも受諾したものとみなす。

##### 第二十条

1 いすれの国も、批准につき留保を附さないでこの条約に署名し、若しくは批准書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長にあてた通告により、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。この通告は、理事会の事務総局長が受領した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、この条約は、それが当該国について効力を生ずる前は、前記の通告に掲げる領域に適用しない。

##### 第二十一条

2 1の規定に基づき自國が国際関係について責任を有するいすれかの領域にこの条約を適用する旨を理事会の事務総局長に通告した国は、第十四条の規定に従つて、その領域へのこの条約の適用を終止する旨を理事会の事務総局長に通告することができる。

##### 第二十二条

3 いすれの国も、この条約の署名、批准又は加入の際に、自國が第五条の規定の拘束を受けな

い旨を宣言することができ、また、この条約の締約国となつた後は、理事会の事務総局長にその旨を通告することができる。この通告は、事務総局長が受領した日の後三箇月で効力を生ずる。

2 1に定めるところに従つて留保を行なつた締約国は、理事会の事務総局長に通告することにより、いつでもその留保を撤回することができ

る。

3 この条約に対しても、その他いかなる留保も許されない。

第十八条 理事会の事務総局長は、すべての締約国、他の署名国、国際連合事務総局長及び国際労働事務局長に対し、次の事項を通告する。

(a) 第十二条の規定に基づく署名、批准及び加入  
(b) 第十三条の規定に基づくこの条約の効力発生效の日  
(c) 第十四条の規定に基づく廢棄  
(d) 第十五条の規定に基づつて受諾されたものとされた改正及びその効力発生の日  
(e) 第十六条の規定に従つて受領された通告  
(f) 第十七条の規定に従つて行なわれた宣言及び通告並びに留保又はその撤回が効力を生じた日

第十九条 この条約は、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、理事会の事務総局長の要請により国際連合事務局に登録される。

以上の証據として、下名は、このために正當に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十四年十二月一日にプラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その認証原本を第十二条に規定するすべての国に送付す

カメリーンのために

アフガニスタンのために

南アフリカ共和国のために

F・S・ステイン  
アルバニアのために

セイロンのために  
チリのために  
中華民国のために

サイprusのために  
コロンビアのために

ギリシャのために  
ガーナのために

フランスのために  
ガボンのために

エティオピアのために  
カナダのために

フィンランドのために  
ガーナのために

ギニアのために  
ハイチのために

グアテマラのために  
ハンガリーのために

ギニアのために  
ハイチのために

コスタリカのために  
ホンダルタのために

ギニアのために  
ホンダルタのために

アメリカ合衆国のために

エチオピアのために

カナダのために

フィンランドのために

ギニアのために

ハイチのために

アイスランドのために	モロッコのために
イスラエルのために	モーリタニアのために
イタリアのために	ヌキシコのために
ジャマイカのために	ニカラグアのために
日本国のために	ニジエールのために
湯川盛夫	A・シティーク
批准を条件として	千九百六十五年七月八日
千九百六十五年九月十六日	ナイジェリアのために
ジョルダンのために	ノールウェーのために
ケニアのために	オット・キルダール
ラオスのために	ニューアジーランドのために
クウェイトのために	ドナルド・W・ウドワード
レバノンのために	ニューアジーランド政府は、この条約に署名するにあたり、第十七条の規定に従い、自國が第五条の規定の拘束を受けない旨を宣言する。
リベリアのために	千九百六十五年九月三十日
ルクセンブルグのために	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
マダガスカルのために	ルーマニアのために
A・ラザフィンラベ	C・ボペスコ
批准を条件として	千九百六十五年九月三十一日
マレーシアのために	タングニイカ・ザンジバル連合共和国のために
マリのために	チニワコスロヴァキアのために
千九百六十五年七月二十一日	チャードのために
パナマのために	千九百六十五年九月三十一日
パキスタンのために	トーゴーのために
ウガンダのために	トリニダード・トバゴのために
リビアのために	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、第十七条の規定に従い、自國が第五条の規定の拘束を受けない旨を宣言する。
ペルーのために	千九百六十五年六月四日
オランダ王国のために	千九百六十五年六月四日
ルワンダのために	千九百六十五年七月十四日
エル・サルバドルのために	トルコのために
セネガルのために	サラー・ハディーン・エル・グーリ
フィリピンのために	千九百六十五年七月十四日
マリのために	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
ボーランドのために	ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
千九百六十五年七月二十一日	ウルグアイのために
マレーシアのために	ヴェネズエラのために
マリのために	ヴィエトナム共和国のために
	ユーゴースラヴィアのために

ザンビアのために

## 附属書

## 厚生用物品の例示表

## (a) 読書用物品

## 書籍

## 通信講座用教材

## 新聞、雑誌その他の定期刊行物

## 港における厚生用施設に関するパンフ

## レポート

## 視聴覚用物品

## 音声再生機

## テープ・レコード

## ラジオ受信機及びテレビジョン受像機

## 映写機その他の投影機

## 録音されたテープ又はレコード（語学講

## 座、ラジオ・プログラム、あいさつ、音

## 樂及び娛樂）

## 露光し、かつ、現像したフィルム

## フィルム・スライド

## スポーツ用物品

## ボーラー

## ラケット及びネット

## デッキ遊戯用具

## 運動競技用具

## 体操用具

## 趣味娯楽用物品

## 屋内遊戯用具

## 楽器

## いろいろと演劇用物品

## 絵画、彫刻、木細工、金属細工等のため

## の材料並びにカーペット製作用材料

## (e) 宗教用物品（法衣を含む。）

## (f) 厚生用物品の部品及び附屬品

## アジア＝オセアニア郵便条約の締結について承認を求める件外四件

## 右は本院において承認することを議決した。

## よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二十四日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

件として、次の条約を締結することを合意した。

## 第一部 一般規定

## 第一条 連合の構成及び目的

1 この条約を締結する諸国は、「アジア＝オセアニア郵便連合」（以下「連合」という。）の名称

で、単一の郵便境域を形成する。

## 2 連合は、加盟国間の郵便関係を拡張し、円滑

にし、かつ、改善すること及び郵便業務の分野

における協力を増進することを目的とする。

## 3 第二条 連合の機関

連合の機関として、大会議、執行委員会及び中

央事務局並びにその他の必要とされる機関を設け

る。

## 4 第三条 連合への加盟

1 アジア及びオセアニアにおける主権国で万国

郵便連合の連合員であるもの又はこの地域にお

けるいずれかの領域でその郵政が万国郵便連

合の連合員であるものは、アジア＝オセアニア

郵便連合の連合員としての加盟を請求すること

ができる。

## 第五条 公用語

1 連合からの脱退は、フィリピン共和国政府が前記の通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

## 2 連合からの脱退は、フィリピン共和国政府が前記の通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

## 第六条 特別取極

1 連合加盟国又は、その国の法令が許す限り、その郵政は、相互の間に国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、この条約に規定されているところに比して

公衆に不利な規定をこの取極に入れないと条件とする。

## 第七条 特別取極

1 連合加盟国又は、その国の法令が許す限り、その郵政は、相互の間に国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、この条約に規定されているところに比して

公衆に不利な規定をこの取極に入れないと条件とする。

## 第八条 特別取極

1 連合加盟国又は、その国の法令が許す限り、その郵政は、相互の間に国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、この条約に規定されているところに比して

公衆に不利な規定をこの取極に入れないと条件とする。

## 第九条 特別取極

1 連合加盟国又は、その国の法令が許す限り、その郵政は、相互の間に国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、この条約に規定されているところに比して

公衆に不利な規定をこの取極に入れないと条件とする。

## 第十条 特別取極

1 連合加盟国又は、その国の法令が許す限り、その郵政は、相互の間に国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、この条約に規定されているところに比して

公衆に不利な規定をこの取極に入れないと条件とする。

5 連合への加盟は、フィリピン共和国政府がすべての連合加盟国の政府に通知する。

6 所要の資格を有する国でこの条約のいずれかの規定に従うことができないものは、すべての加盟国が受諾することができるよう条件を附して、連合への加盟を請求することができる。

1 大会議は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。	2 連合加盟国の代表は、各万国郵便大会議の開催後一年以内に、必要があるときは連合の条約を改正し、かつ、連合加盟国に共通の利害関係のある他の郵便上の問題で必要と認めるものを審議するため、大会議として会合する。	3 各国は、それぞれの政府がこのために正當に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自國を代表させる。
4 各国は、一個の投票権を有する。	5 オブザーバーは、国際連合若しくはその専門機関を代表する者又は万国郵便連合の連合員である郵政厅を代表する者であることを条件として、連合の会議に顧問的資格において投票権なしで出席するよう招請されることができる。招請は、大会議又は執行委員会の請求により、会議が開催される国の政府が行なう。	6 各大会議は、次回の大会議を招集する国を定める。招集国のが政府は、次回の大会議の開催の少なくとも六箇月前に、外交上の経路を通じてその期日及び場所を定める。
第七条 大会議	第九条 大会議への議案の提出	2 会合の場所及び期日は、執行委員会が臨時大會議を発議した加盟国との合意の上で決定する。
1 臨時大会議は、少なくとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	3 第七条3及び4の規定は、臨時大会議に適用する。	3 第七条3及び4の規定は、臨時大会議に適用する。

1 加盟国郵政厅は、議案を大会議に提出する権利を有する。この議案は、大会議の開催の少なくとも三箇月前に中央事務局に到着しなければならない。もつとも、大会議の開催の前の三箇月の期間内に中央事務局に到着する議案も、大会議の裁量により、審議することができる。	2 中央事務局は、これらの議案を発行し、かつ、できる限りすみやかに加盟国郵政厅に配布する。	2 委員会は、すべての連合加盟国で構成し、その過半数を定足数とする。
3 各大会議の議長は、当該大会議終了後の委員会の第一回会議を招集する。この会議において、委員会は、その構成員のうちから委員長及び副委員長を選挙する。委員長及び副委員長の任期は、次回の大会議の終了までとする。	4 執行委員会の第一回会議の後の年次会議は、委員長が招集する。	3 各大会議の議長は、当該大会議終了後の委員会の第一回会議を招集する。この会議において、委員会は、その構成員のうちから委員長及び副委員長を選挙する。委員長及び副委員長の任期は、次回の大会議の終了までとする。
5 委員長は、通常会期から通常会期までの間ににおいて、連合加盟国の三分の一以上の多数の請求により、原則として中央事務局の所在地に委員会を招集することができる。	4 執行委員会の第一回会議の後の年次会議は、委員長が招集する。	4 執行委員会の第一回会議の後の年次会議は、委員長が招集する。
6 委員会は、その活動を補佐し、又は郵便上の特定の問題を研究する小委員会又は作業部会を設けることができる。	5 委員会は、連合の中央事務局は、マニラにおいて任務を遂行する。	5 委員長は、通常会期から通常会期までの間ににおいて、連合加盟国の三分の一以上の多数の請求により、原則として中央事務局の所在地に委員会を招集することができる。
7 委員会の事務費は、連合の負担とする。加盟国は、自國の代表者の旅費及び滞在費を負担する。委員会の構成員の職務は、無報酬とする。	6 中央事務局は、局長、次長及び連合が必要とするその他の職員で構成する。	6 委員会の事務費は、連合の負担とする。加盟国は、自國の代表者の旅費及び滞在費を負担する。委員会の構成員の職務は、無報酬とする。
8 加盟国は、委員会の会議において、資格のある郵政職員に自國を代表させる。	7 中央事務局長は、連合の会議に出席し、かつ、投票権なしで討議に参加する。	7 委員会の事務費は、連合の負担とする。加盟国は、自國の代表者の旅費及び滞在費を負担する。委員会の構成員の職務は、無報酬とする。
9 委員会の任務は、次のとおりとする。	8 中央事務局長は、連合の会議に出席し、かつ、投票権なしで討議に参加する。	8 加盟国は、委員会の会議において、資格のある郵政職員に自國を代表させる。

1 執行委員会は、大会議から大会議までの間に	9 委員会の任務は、次のとおりとする。	9 委員会の任務は、次のとおりとする。
第十二条 執行委員会	(a) 郵便業務の改善のため、連合加盟国の郵政	(a) 郵便業務の改善のため、連合加盟国の郵政
第十三条 中央事務局	中央事務局の運営のための規則を定めるこ	中央事務局の運営のための規則を定めるこ
第十四条 連合加盟国	と及び中央事務局の活動を監督すること。	と及び中央事務局の活動を監督すること。
第十五条 連合加盟国	(c) 大会議から大会議までの間において、中央事務局が作成する連合の年次予算及び計算書を審査しつつ承認すること。	(c) 大会議から大会議までの間において、中央事務局が作成する連合の年次予算及び計算書を審査しつつ承認すること。

1 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	2 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	2 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。
第十六条 連合加盟国	3 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	3 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。
第十七条 連合加盟国	4 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	4 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。
第十八条 連合加盟国	5 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	5 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。
第十九条 連合加盟国	6 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。	6 連合加盟国は、少くとも三分の二の加盟国が請求により又はその同意を得て開催することができる。

7 中央事務局は、執行委員会の一般的監督を受け、また、その会計は、中央事務局の所在国の権限のある当局が監査する。

#### 第十四条 連合の経費

1 連合の各大会議は、中央事務局長の勧告に基づいて、連合の経常費の年額の最高限を定める。経常費、連合の会議に要する臨時費及び中央事務局に委託されることのある特別の事業に要する費用は、すべての連合加盟国が分担する。

2 加盟国は、連合の経費の割当のために、三群に分けられる。万国郵便連合の経費を一等級及び二等級の連合員として分担する国は五単位を分担し、三等級、四等級及び五等級の連合員として分担する国は三単位を分担し、六等級及び七等級の連合員として分担する国は二単位を分担する。もつとも、加盟国は、分担単位の多い群に属することを請求することができる。

3 新加盟国は、自國が加盟国となつた日からの連合の経費ではなく、その加盟の年の全期間についての経費を分担する。

#### 第十五条 万国郵便連合の文書の適用

1 この条約の規定は、連合加盟国との間で交換する通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。

2 連合加盟国との間における通常郵便物の交換に関するすべての事項でこの条約に規定されていないものは、万国郵便連合の文書の規定に従う

ものとする。

#### 第十六条 施行規則

連合加盟国の郵政庁は、合意の上、この条約を実施するために必要な細目手続を施行規則で定める。

#### 第十七条 仲裁

二以上の加盟国の郵政庁の間における紛争問題は、万国郵便連合一般規則で規定する方法により解決する。

#### 第十八条 万国郵便大会議における協力

1 連合加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が連合加盟国に共通の利害関係を有するものであるときは、できる限り協力する。

2 すべての加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合の国際事務局に通知すると同時に、中央事務局に通知する。

3 中央事務局は、これらの議案を発行し、かつ、加盟国の郵政庁に配布する。これらの議案は、第五条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

#### 第二十一条 無料継越し

連合の諸国間で交換する郵便物の陸路、河川路及び海路の継越しについては、原則として、いかなる料金も徴収しない。ただし、加盟国は、無料継越しを認めることができない場合には、料金を徴収することができる。この料金は、万国郵便料金が承認し又は規定する料金より低いものとすることができる。

#### 第二十二条 郵便料金

3 加盟国は、各万国郵便大会議において討議される議案その他の重要な事項について意見を交換しきつ調和させるため、当該大会議に先だつて、適切な時期に適当な場所で会合する。

#### 第十九条 郵政職員の交換

1 連合の郵政庁間の郵便関係においては、平面路により交換されるすべての通常郵便物に内国郵便料金を適用する。ただし、

(a) 万国郵便条約で規定する国際料金が内国料金より低い場合及び内国郵便業務において設定されていない業務に関する場合には、國際

し、又は一方的に派遣することについて合意することができ、これらの職員に対してすべての必要な協力及び便宜を与える。

#### 第二十条 通常郵便物

1 「通常郵便物」とは、書状、通常郵便葉書、往復郵便葉書、印刷物、点字郵便物、商品見本、小形包装物及び録音郵便物とする。

2 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質を包有する書状の交換並びに協力する。

#### 第二十一条 無料継越し

連合の中央事務局と加盟国の郵政庁との間で交換される公用の通常郵便物については、中央事務局が差し出す航空通常郵便物を除くほか、すべての郵便料金を免除する。

#### 第二十二条 最終規定

#### 第二十三条 料金免除の特権

1 この条約は、採択されたときは、各加盟国の権限を与えられた代表者が大会議の終了の際に署名する。

2 この条約は、署名国ができる限りすみやかに受諾し、承認し又は批准する。署名国の受諾書、承認書又は批准書は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に寄託し、同政府は、すべての署名国にその旨を通告する。

3 この条約は、いずれかの署名国がその受諾、承認又は批准を行なわない場合にも、これを承諾し、承認し又は批准した国については、効

料金を適用するものとし、また、

(b) いずれの国も、内国料金の代りに、自国の国際郵便業務において適用される最悪引下料金を適用することができ、又は自国の国際料金の百分の六十をこえない特別料金を適用することができる。

力を害されることがない。

**第二十五条 条約の効力発生の日及び有効期間**

この条約は、千九百六十六年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約が効力を生ずるまで効力を有する。

以上の証拠として、それぞれの政府から正当に委任された下名の代表者は、フィリピン共和国政府に寄託されたこの条約の本書一通に署名した。その謄本一通は、各加盟国に送付される。

千九百六十五年十二月十六日にマニラで作成した。

中華民国のために  
杭立武  
孫承緝

大韓民国のために  
王叔明

フィリピン共和国のために  
エンリコ・パロマー  
ペラルミノ・P・ナバロ  
ゴドフレド・B・セニレス  
アントニオ・S・ナバロ

タイのために  
ティエンワン・キーラナン  
スリブミ・スカネート  
チャオ・トンマ

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員会理事青木正久君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

**[青木正久君登壇]**

○青木正久君 ただいま議案となりました五案件につきまして、外務委員会における審査の経過並に結果を御報告申し上げます。

まず、レバノンとの間の航空協定について申し上げます。本協定は、わが国とレバノンとの間に、定期国際航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件とを規定するとともに、附属書において、両国の指定航空企業が、業務を行なうことのできる路線を定めているものであります。

次に、セイロン及びデンマークとの間の租税二条約について申し上げます。

この二条約は、企業の利得に対する課税基準、船舶及び航空機の運用利用に対する課税の減免、配当、利子及び無体財産権の使用料等に対する相手國の課税の減免及び限度、政府職員、短期滞在者、教授、留学生等に対する租税の免除、二重課税の排除方法及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定しております。

なお、デンマークとの間の租税条約は、現行条約にかかるものであります。

次に、船員の厚生用物品に関する通商条約について申し上げます。本条約は、国際海上交通に従事する船員の使用する書籍、映画フィルム等の厚生用物品の外国への搬入、他の船舶への積みかえ及び船員によるそれらの物品の利用を容易にすることを目的としたておりまして、締約国は、それらの物品に対し、再輸出を条件として、輸入税の免除等の便益を与えること等を規定しております。

最後に、アジアオセニア郵便条約について申し上げます。本条約は、加盟国間の郵便關係を拡張し、円滑にかつ改善することを目的としておりまして、連合の組織、任務、郵政職員の交換、加盟

国間の通常郵便物の取り扱い、無料継ぎ越し及び郵便料金等について規定しております。

以上五案件は、いずれも参議院において承認さ

れましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により記載されました。

かくて、五月二十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、右の五案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

○議長(石井光次郎君) 三木 武夫君  
○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

○議長(石井光次郎君) これより承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

三件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

三件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

三件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

**午後三時一分散会**

出席國務大臣

外務大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

農務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

外務政務次官 藏内 修治君

○明読を省略した議長の報告  
(法律公布表上及び通知)

一、昨二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

○明讀を省略した議長の報告  
(法律公布表上及び通知)

一、昨二十一日、當選証書の対照を終わった議員は次の通りである。

鹿児島県奄美群島区選出 保岡 武久君  
(常任委員辞任)

一、昨二十一日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

佐々木更三君 西村 栄一君  
横山 利秋君 国澤 完治君  
伊藤惣助丸君 矢野 純也君

一、昨二十一日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

佐々木更三君 西村 栄一君  
横山 利秋君 国澤 完治君  
伊藤惣助丸君 矢野 純也君

外務委員	伊藤牧助丸君	決算委員	葉梨 信行君	水野 清君
文教委員	小濱 新次君			
農林水産委員	柳田 秀一君			
商工委員	赤路 友藏君			
水野 清君	岡本 富夫君			
建設委員	松本 忠助君			
運輸委員	横山 利秋君			
葉梨 信行君	石田 博英君			
予算委員	佐々木更三君			
横山 利秋君	柳田 秀一君			
決算委員	石田 博英君			
葉梨 信行君	西村 築一君			
(常任委員補欠選任)	武藤 嘉文君			
内閣委員	小川新一郎君			
地方行政委員	赤路 友藏君			
法務委員	岡本 富夫君			
横山 利秋君	西村 築一君			
佐々木更三君	小川新一郎君			
外務委員	赤路 友藏君			
文教委員	西村 築一君			
農林水産委員	岡澤 完治君			
商工委員	小川新一郎君			
武藤 嘉文君	矢野 錠也君			
伊藤牧助丸君	（議案付託）			
松本 忠助君	（議案付託）			
予算委員	佐々木更三君			
横山 利秋君	（議案付託）			
（号外）	（号外）			

一、昨二十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、昨二十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
内閣委員	森本 靖君
地方行政委員	依田 圭五君
法務委員	沖本 泰幸君
（常任委員補欠選任）	（特別委員補欠選任）
一、昨二十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、昨二十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
内閣委員	森本 靖君
地方行政委員	依田 圭五君
法務委員	（議案提出）
（議案受領）	（議案提出）
一、昨二十一日、議員から提出した議案は次の通りである。	一、昨二十一日、議員から提出した議案は次の通りである。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律案（齊藤邦吉君外六名提出）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律案（齊藤邦吉君外六名提出）
（議案付託）	（議案付託）
一、昨二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。	一、昨二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
児童手当法案	児童手当法案
（議案付託）	（議案付託）
一、昨二十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。	一、昨二十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
社会労働委員会	社会労働委員会
（付託）	（付託）
（予）	（予）
一、昨二十一日、参議院に送付した内閣提出案は	一、昨二十一日、参議院に送付した内閣提出案は

一、昭和四十二年八月三十日に発表された厚生省の三特別研究班の結論部分の全ぼうを明らかにされたい。
二、昭和四十二年八月三十日に出された食品衛生調査会の答申の全ぼうを明らかにされた。
三、一の結論及び二の答申に基づいて行なわれた可決した旨議院に通知した。
四、三の厚生省見解を受けた科学技術庁から意見を求められた農林省、経済企画庁、通産省の見解の全ぼうを明らかにされたい。
五、四の各省府見解を受けた科学技術庁の審議、協議に当たつた者の氏名、職名とその内容について日時順に会場所を含めて明らかにされた。担当者以外の参加者並びに参考人の氏名、職名とその主張の内容を答弁されたい。
六、科学技術庁原案なるものが三月三十日付の一部の新聞に流されているが、それを流した者の氏名、職名を伺いたい。
七、それによると阿賀野川における散布農薬が影響しており、昭和電工鹿瀬工場の廢液であると断定できないとしているそうであるが、科学技術庁は、いかなる機関でいかなるメンバーによつて事実調査を行なつたのか答えられたい。
また、みずから事実調査も行なわず専門学者の学術的結論（新潟水銀中毒事件特別研究報告書）並びに食品衛生調査会の答申に対し、専門外の行政官がこれを否定し、わい曲することはない。冒とくであり許されるべきでないと思ふが、どう考えるか見解を示されたい。
八、さらに、水俣病発病の経過が明らかでないとの見解もなされてゐるが、わが国の専門学会のみならず国際的にも定説といわれている熊本大学医学部の論文集「水俣病」を否定するものであると考えるがどうか。否定するとすれば、どの部分がどのように否定されるのか詳細に答弁さ

れたい。

九 科学技術庁担当官は、検体のメチル水銀の中には昭電鹿瀬工場廃液のメチル水銀がどれだけ含有されているのか明らかでないので断定は不可能であるとしている。また、さきに通産省の見解として刑法上の疑わしきは罰せずの原則により判断できないとのことであるが、刑事罰であつても疑わしきを罰した判例がある。従つて、食品衛生調査会の答申が支持されることは納得できない。その理由を明らかにされたい。

公書は、明らかに社会的犯罪であり間接的殺人行為で企業が主たる犯人である。政府は、憲法第十三条を守る義務と責任を負わなければならぬにもかかわらず、加害容疑者に対しその責任を問う意思があるのかどうか疑わざるをえない。その見解を答えられたい。

右質問する。

昭和四十三年五月二十一日

衆議院議長 石井光次郎殿 内閣総理大臣 佐藤栄作

衆議院議員石田宥全君提出政府の阿賀野川水銀中毒事件についての審議、協議に関する質問に対する答弁書

一 昭和四十二年四月十八日に発表された厚生省関係の研究班による調査研究の結論は、次のとおりである。

(一) 臨床研究班(水銀中毒の診断に関する研究)の結論

イ 今回の中毒事件は、低級アルキル水銀中毒によるものである。

ロ 患者の汚染は、阿賀野川の川魚の攝取によるものである。

(二) 試験研究班(水銀化合物による汚染様態に関する研究)の結論

毛髪および魚類中の総水銀量の多い検体並びに工場内アセトアルデヒド製造設備の一部から採取した検体について薄層クロマトグラフィおよびガスクロマトグラフィにより得られた知見はメチル水銀化合物のそれと一致した。

工場排水口附近で採取された水苔などの植物(泥を含む)検体についてガスクロマトグラフィにより得られた知見はメチル水銀化合物のそれと一致するもの多かつたが、これらを薄層クロマトグラフィによつてメチル水銀化合物を検索するためには検体量が十分でなかつた。

また、市販酢酸フェニル水銀に含まれるメチル水銀化合物の試験については検体を薄層クロマトグラフィで分析すると塩化メチル水銀のそれと一致する知見が得られた。しかし、それのガスクロマトグラフィによる分析では「注」に述べた理由によつて現段階では未だ明確な所見を得ていない。

以上の結果から考察する限りにおいては、毛髪、魚類および工場内検体にはメチル水銀化合物を含有していた公算が大である。

〔注〕今回酢酸フェニル水銀試料(市販の化学用試薬および農業原体)をガスクロマトグラフィで分析するとメチル水銀化合物のRt値に一致するピークを認めた。しかし多量の酢酸フェニル水銀中に含まれる微量のメチル水銀化合物をこの方法で分析することについては、なお慎重な検討を要する。なお、この酢酸フェニル水銀資料を薄層クロマトグラフィで分析すると、呈色反応とRf値が塩化メチル水銀に一致するスポットを認めた。しかし、ここに検出されたものをメチル水銀と確認し、これを定量するため

には、なお数種の分析法を併用する必要がある。

(三) 疫学研究班(水銀中毒の疫学的調査研究)の結論

本事例は阿賀野川のメチル水銀化合物汚染をうけた川魚を多食して発生したメチル水銀中毒事例で第二の水俣病というべきである。すなわちその汚染源は阿賀野川上流鹿瀬地区にある昭和電工鹿瀬工場で、汚染機序は、アセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀化合物が工場排水によつて阿賀野川に流入し、アセトアルデヒドの生産量の年々の増加に比例してその汚染量も増し、それが阿賀野川の川魚の体内に蓄積され、その川魚を一部沿岸住民が捕獲摂食を繰り返すことによつてメチル水銀化合物が人体内に移行蓄積し、その結果発症するに至つたものと診断する。

二 厚生大臣に対し昭和四十二年八月三十日に提出された食品衛生調査会の答申における見解は次のとおりである。

(一) 本水銀中毒事件の発生に関しては、昭和電工鹿瀬工場においてアセトアルデヒド生産高が増加するにつれてメチル水銀を含む水銀化合物の生成が漸増し、それが排水中に流出し、同工場下流の阿賀野川流域を長期、広域にわたり汚染し、それが直接あるいは食餌を介して川魚(特に低棲性のニゴイなど)に蓄積し、職業生活状態あるいは食習慣などにより、かかる川魚を常に多量に食する阿賀野川下流域住民の体内水銀保有量が異常に高められたことが、基盤をなしているものと考えられる。

(二) (一)の状態のみでも、メチル水銀中毒患者発生の可能性があるが、昭和三十九年八月から四十年七月にわたり定型的な症状を示すメチル水銀患者が多数発生した原因は、(一)の他にメチル水銀を含む水銀化合物が比較的急激かつ多量に患者の体内に蓄積されたことにによるものであると考えられる。これらは魚の多食といふことの他に魚体内的メチル水銀蓄積量が高められたということが重なつて発生したものと推定される。

新潟地震に際して新潟埠頭倉庫に保管中の昭和電工鹿瀬工場におけるアセトアルデヒド製造の操業停止前後における管理の状態などの事実について検討した。

農業の阿賀野川への投棄あるいは流出農業の塩水換による阿賀野川への漁上をその原因とする説があるが各種の資料はこれを裏付けていないのみならずこれを否定している資料もある。

新潟地震による工場排水の河川汚染に対する影響については入手し得る資料の範囲においてその有無を推定することは現時点では困難である。

集中豪雨および操業停止前後ににおける管理の不備による工場排水の河川汚染に対する影響についても入手し得る資料の範囲においてその有無を推定することは現時点では困難である。

三 昭和四十二年八月三十日付けをもつて厚生大臣から科学技術庁長官に提出された厚生省見解は次のとおりである。

食品衛生調査会の答申は適当と思われる。厚生省としてとくにつけ加えるべき意見はない。

四 (一) 昭和四十二年十月二十日付けをもつて農林大臣から科学技術庁長官に提出された農林省見解は次のとおりである。

厚生省の見解にとくにつけ加えるべき意見はない。

(二) 昭和四十二年十二月十五日付けをもつて経済企画庁長官から科学技術庁長官に提出された経済企画庁見解は次のとおりである。

本件に関する食品衛生調査会の答申にとくに異論はない。

通商産業大臣から科学技術庁長官へ提出された通商産業省見解は次のとおりである。

イ 本事件の主要な問題点は、①有機水銀による人体中毒の機序の一般的な研究

野川流域における水銀中毒事件の加害者の究明 ③被害者の救済の三点である。

ロ 有機水銀による人体中毒の機序については、中毐の予防のためにも、加害者の究明

のためにも、一層の研究が必要である。

ハ 阿賀野川流域における中毒事件の原因で

ある有機水銀のソースについては、種々の説があるが、そのいずれについても資料が不十分と考えられる。

ニ 加害者の特定が困難な結果、被害者がいつまでも救いのない状態に放置されることには遺憾なことであるので、本件被害者の救済については、早急に何らかの措置が講ぜられることが望ましい。

五 本件については、高橋正春科学審議官を中心とし、主管課である研究調整局総合研究課担当官等をもつて構成する検討グループにおいて、随時長官官房とも意見調整を行ないつつ、検討にあたつた。

すなわち、本年一月中旬から三月中旬にかけて前記検討グループにおいて、本件に関する技術的見解のとりまとめのための基礎的作業として各種資料の検討を行ない、この間、厚生省担当官および食品衛生調査会委員等から研究班報告、厚生省見解等に関する説明を聴取した。以後検討グループにおいて問題点を整理し、これとともに府内において研究調整局長および同局の検討課である調整課ならびに長官官房と連絡を保ちながら関係各省と意見の調整を行なつている。

六 科学技術庁としては、現在なお本件に関する技術的見解をとりまとめている段階であり、三

月三十日および四月十五日付け一部新聞の朝刊記事に關しては、その内容を発表し、まだ流した事実はない。

七 前記六で述べたとおり、本件に関する見解を発表した事実はない。また、科学技術庁としては、あくまで科学的立場から見解を鋭意とりま

とめ中である。

八 科学技術庁としては、本件に関する見解を発表した事実はない。

九 本件に関し、そのような見解を発表した事実はない。

十 政府としては、ばい煙規制法、水質保全関係法等公害防止関係の規制法に基づき公害の防止に努力しているが、これらの法規にてらして企業に違法の状態があれば当然にそれらの法律に基づいて法律上の責任が追求されることとなる。

また、公害に係る被害の救済制度についてその確立を図るべく中央公害対策審議会においても検討中であるが、当面の措置として公害医療に係る所要の予算措置を講じているところである。

右答弁する。

を有する場合には、その所得に対しても課せられる所得税の源泉徴収税率を次のように軽減することとしている。

1 配当については一五%（親子会社間の配当については一〇%）とする。

2 利子又は工業所有権の使用料等については一〇%とする。

（二）デンマーク王国の居住者（個人及び法人）がわが国に一定の事業を有し、（一）に記述した投資所得を合算して申告納税を行なう場合において、これらの投資所得に対する所得税又は法人税の税率が、前記の軽減税率をこえるときは、その超過額を軽減することとしている。

ただし、法人税については、住民税法人税割の負担を含めた実効税率が右の税率をこえないよう、配当については一三%（親子会社間の配当については八・七%）、利子又は使用料等については八・七%の軽減税率によることとしている。

### 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、東南アジア等の地域の最近の実情にかかるが、これらの地域の経済安定に寄与するため、当該地域にわが国からの物資の輸入が緊要と認められる場合、海外経済協力基金がその輸入のために必要な資金を貸し付けることができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、東南アジア等の地域の産業開発事業等に係る投融資業務のほか、新たに、これらの地域の経済の安定に寄与するため緊要と認められる場合、わが国からの物資の輸入につき、これらの地域の政府等に對して必要な資金を貸し付けることができるよう目的及び業務範囲を改める。

### 1 海外経済協力基金は、東南アジア等の地域

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

（一）議案の要旨及び目的

わが国とデンマーク王国との間の租税条約の改定に伴い、改定後の同条約を実施するため必要な事項について、現行特例法の全部を改正し、次の措置を講じようとするものである。

（一）デンマーク王国の居住者（個人及び法人）が、わが国で生じた配当等の投資所得で、日本国内にある恒久的施設に帰せられないもの

を有する場合には、その所得に対しても課せられる所得税の源泉徴収税率を次のように軽減することとしている。

右報告する。

昭和四十三年五月二十一日 大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

1 道府県民税の法人税割 五・八%

2 市町村民税の法人税割 八・九%

3 都民税の法人税割 一四・七%

（二）議案の可決理由

1 本案は、わが国とデンマーク王国との間の租税条約の改定に伴う措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第であ

2 基金は、經濟企画庁長官の認可を受けて、業務範囲の拡大に応じ、その事務の一部を銀行に委託することができる。

3 会計検査院は、必要があると認めるときには、事務の委託を受けた銀行につき、当該委

託事務に係る会計を検査することができる。

なお、昭和四十三年度一般会計予算において海外経済協力基金への出資六十億円が計上されており、昭和四十三年度財政投融資計画において海外経済協力基金への融資二百億円が予定されている。

二 議案の可決理由

本案は、東南アジア等の地域の経済の安定に寄与するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月二十一日  
商工委員長 小峯 柳多

衆議院議長 石井光次郎殿

業務の開始及び運営についての手続と条件とを規定するとともに、附屬書において両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行なうことができることを通知する公文の交換の日に効力を生ずることになつていて。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国とレバノン共和国の航空企業が両国間の航空業務を運営することができるところとなるとともに、両国間の友好関係が促進されることとなること期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月二十一日  
衆議院議長 石井光次郎殿

航空業務に関する日本国政府とレバノン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、レバノン共和国との間に航空業務を開設するための協定の締結について、昭和四十一年六月以来同国政府と交渉を行なつてきたが、合意が成立したので、昭和四十二年六月二日東京において本協定に署名を行なつた。

本協定は、わが国とレバノン共和国との間の定期国際航空業務を開設することを目的とし、

規定するとともに、附屬書において両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行なうことができることを通知する公文の交換の日に効力を生ずることを通知する公文の交換の日に効力を生ずることになつていて。

なほ本協定は、憲法上の手続に従つて承認されたことを通知する公文の交換の日に効力を生ずることになつていて。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

十二年十二月十二日、コロンボにおいて、本条約に署名を行なつた。

わが国は、セイロン政府との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、セイロン政府との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十四年にデンマークとの間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王國との間の条約を締結したが、同条約は、最近の二重課税防止条約の改善に照らして全面的に改正する必要があると認められたので、政府は、昭和四十二年七月以来、新条約を締結するため、デンマーク政府と交渉を行なつてきただが、条約の案文について合意をみたので、昭和四十三年二月三日、東京において、本条約に署名を行なつた。

本条約は、本文三十箇条及び附属議定書から成つてゐるが、その内容は、適用の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税方法、企業の利得に対する課税基準、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権の使用料等に対する課税、政府職員、短期滞在者、短期滞在の教授又は教員、学生又は事業修習者等に対する租税の免除、両国の二重課税の排除方針及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

なお、本条約は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生じ、その効力が生じた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用するものとし、そのときに現行条約は終了する。また、本条約は無期限に効力を有するが、その効力発生の日から五年の期間を経過した後は、毎年の六月三十日以前に他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことによつて、その通告が与えられた翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失うことになつている。

本条約を締結することとは、わが国とデンマークとの間の経済交流が一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国とデンマークとの間の経済交流が一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月二十二日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

船員の厚生用物品に関する通商条約の締結について承認を求める件(参議院送付)に関する報告書

本条約は、国際海上交通に従事する船員の使用する厚生用物品(書籍、映画フィルム等)の外国への搬入、他の船舶への積替え及び船員によるそれらの物品の利用を容易にすることを目的とし、締約国は、船員のための厚生用物品に対して輸出を条件として輸入税の免除、輸入制限の一部免除等の便益を与えること、及びその便益が与えられる各種の場合について規定し、さらに輸入税免除等の便益は、船員のための厚生用施設において使用される厚生用物品に対しても、六箇月以内に再輸出されることを条件として与えられるものとすること等を規定している。

なお、本条約は、一九六五年十二月十一日に効力を生じているが、わが国が批准書を理事会の事務局長に寄託した後三箇月でわが国について効力を生ずることになつていて、日本によつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき国会の承認を求めるといふのである。

本件の要旨及び目的

本条約は、国際労働機関の要請に従つて、一九六四年に開催された国際労働機関の理事会(以下「理事会」という。)の総会において採択され、理事会の構成団、国際連合及びその専門機関の加盟国の署名のために、一九六五年九月三十日まで開放しておかれたので、政府は、同年九月十六日に本条約に署名を行なつた。

本件の要旨及び目的

本条約は、アジア・オセニア郵便連合(以下「連合」といふ。)が一九六一年に設立され、一九六二年四月に発足した。

本条約は、連合の基本文書であり、一九六五年十二月にマニラで開催された連合の大会議において採択されたものである。

本条約は、加盟国間の郵便関係を拡張し、円滑にして、かつ、改善することと及び郵便業務の分野における協力を増進することを目的とし、連合の組織、任務、経費、郵政職員の交換、加盟国間の通常郵便物の取扱い、無料縦越し及び郵便料金等について規定している。

なお、本条約は、わが国が外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に對して、加盟の申請を行ない、その申請が連合加盟国の三分の二以上

昭和四十三年五月二十二日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

アジア・オセニア郵便連合の締結について承認を求める件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

万国郵便連合憲章は、地域的に特有な郵便上

の問題を検討して業務の改善及び利便の増大を図るために、加盟国が地域的郵便連合を設立することを認めているので、その趣旨にそつて、

アジア・オセニア郵便連合(以下「連合」といふ。)が一九六一年に設立され、一九六二年四月に発足した。

本条約は、連合の基本文書であり、一九六五年十二月にマニラで開催された連合の大会議において採択されたものである。

本条約は、加盟国間の郵便関係を拡張し、円

滑にして、かつ、改善することと及び郵便業務の分

野における協力を増進することを目的とし、連

合の組織、任務、経費、郵政職員の交換、加盟

国間の通常郵便物の取扱い、無料縦越し及び郵

便料金等について規定している。

なお、本条約は、わが国が外交上の経路を通じて

フィリピン共和国政府に對して、加盟の申請

を行ない、その申請が連合加盟国の三分の二以

上によつて承認されたときわが国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

## 二 本件の議決理由

わが国が本条約の当事国となることは、郵便業務の円滑な運営のために必要であるとともに、この地域の諸國との國際協力の見地からも有意義であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月二十二日

衆議院議長 石井光次郎殿  
外務委員長 秋田 大助

### 衆議院会議録第三十五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二四九	二	三五	ような	ように
二四九	四	四四	べきがある	べきである
二五〇	二	末六	ガス等を	ガス等の
二五〇	四	三	さらだ	さらに
二五〇	上	三	「及び第三項」「	「及び第三項」「
二五〇	三	七	四十一條の二に」	四十一條の二」に
二五〇	三	二九	六十六歳	六十五歳
二五〇	三	三五	第四項第三項	第四項第三項
二五〇	四	末五	同年	同年
二五〇	三九	以上	以下	

昭和四十三年五月二十一日 衆議院会議録第三十八号

明治二十五年三月三十一日  
第三種便物記可日

定価	一部	二十五円
大	だし良質紙は三十円 (國議院印)	内
<hr/>		
發行所	東京都港区赤坂葵町二番地	
大	藏	省
電	東京	五八一
郵	四四一	(大)
局		